

平成28年7月12日

福知山市長 大橋 一夫 様

公立大学法人福知山公立大学評価委員会
委員長 青山 公三

意見書

公立大学法人福知山公立大学評価委員会の役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条第1項に置いて準用する同法第49条第2項の規定による公立大学法人福知山公立大学評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

公立大学法人福知山公立大学の役員報酬額は、現在の法人の業務量及び責任性に鑑みて適正な額に設定されているとは言えず、また、他の公立大学法人の役員報酬額と比しても明らかに低い。現在の額では将来の役員要請時において支障を来たす恐れもあるため、今後、公立大学法人福知山公立大学役員報酬のあり方について改善を検討し、役員報酬額を見直すべきである。